

# ナラシ対策とは

米や畑作物の価格が下落した際に収入を補てんする保険的制度です。

## 1 対象者

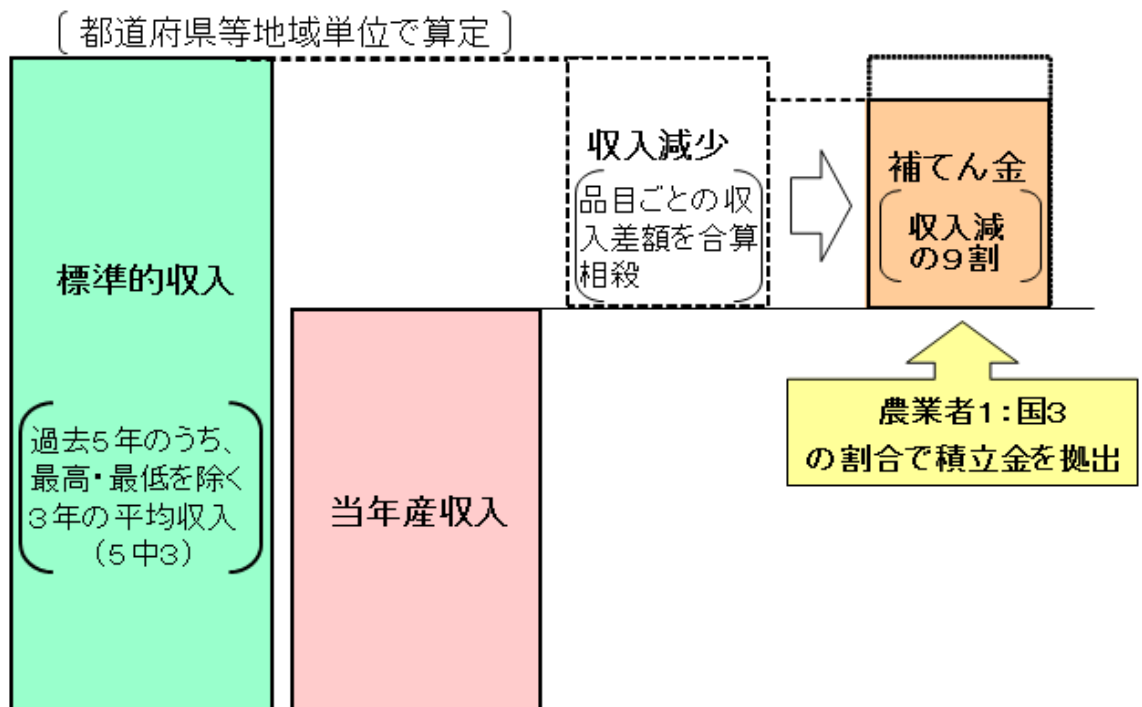
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象（規模要件はありません）

## 2 対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

## 3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。